

第4章 バリアフリー化推進に係る基本方針

上位計画 に示されているバリアフリー化推進に関する記述や「重点整備地区」選定に至る検討経緯を踏まえ、バリアフリー化推進に係る基本方針を、以下のとおり定めます。

上位計画：

「京都市基本計画（平成13年1月）」

「安らぎ 華やぎ 京都21推進プラン（平成13年3月）」

「京都市都市計画マスタープラン（平成14年5月）」

1 バリアフリー化推進の基本理念

- (1) 高齢者や身体に障害のある人などが、介助なしで日常生活や社会生活を送れることのできる環境整備を推進します。
- (2) 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- (3) 障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい、安全で快適な施設整備を推進します。

2 バリアフリー化推進に係る基本方針

(1) 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある人などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

(2) 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある人は、高齢者や身体に障害のある人の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある人も、肢体障害のある人、視覚障害のある人、聴覚・平衡障害のある人、音声・言語障害のある人、内部障害のある人など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある人の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

(3) 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

(4) 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進に併せて、行政機関、事業者、市民等は、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。